

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	南小町地区(南小町西部集落)	令和5年3月27日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43.5ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	18.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.7ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	33.0ha
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・高齢化や後継者不足が進行しており、今後、離農等により耕作放棄地の増加が懸念されることから、新たな農地の受け手の確保・育成が課題となっている。
- ・特に嶺岡山系側では獣害による被害が深刻で、将来的な耕作について不安を抱えている農業者も多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・南小町地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者等が担っていくほか、経営規模の拡大を希望する農業者を中心に農地の集積・集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A法人	水稻	6.6 ha	水稻	9.5 ha	地区内
認農	B氏	水稻	4.2 ha	水稻	4.4 ha	地区内
認農	C氏	水稻	4.4 ha	水稻	5.4 ha	地区内
認農	D氏	水稻、園芸	3.3 ha	水稻、園芸	3.8 ha	地区内
認農	E氏	水稻	1.4 ha	水稻	3.1 ha	地区内
認農	F氏	水稻	1.6 ha	水稻	2.6 ha	地区内
認農	G氏	水稻	0.3 ha	水稻	0.3 ha	地区内
認農法	H法人	水稻	0.0 ha	水稻	0.6 ha	地区内
	I氏	水稻	0.0 ha	水稻	1.7 ha	地区内
	J氏	水稻	1.6 ha	水稻	1.7 ha	地区内
計	10人		23.4 ha		33.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、151筆、212,857㎡となっている。</p>
<p>○農地中間管理機構の活用方針 離農や規模縮小をする農家は、農地中間管理事業等を活用し、中心となる経営体へ農地の貸し出しを行い、将来的な中心的経営体の育成・確保に向けて、農地の集約化を進め、耕作放棄地の発生の抑制を図っていく。</p>
<p>○鳥獣被害防止対策の取組方針 既設の電柵周辺の点検、草刈り等の管理を適切に行いつつ、老朽化した電柵の更新、新設等も検討する。</p>
<p>○後継者育成の取組方針 新規就農者の育成やサポートを地域ぐるみで行い、今後の地域の後継者として育成を図っていく。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。